

新潟市地方産業育成資金貸付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月18日

新潟市長 篠田 昭

新潟市訓令第1号

新潟市地方産業育成資金貸付規程の一部を改正する規程

新潟市地方産業育成資金貸付規程（昭和37年新潟市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「又は第5号」を「, 第5号又は第6号」に改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。